

第 50 回全国育樹祭秋田県実行委員会協賛要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、第 50 回全国育樹祭（以下「育樹祭」という。）の開催趣旨に賛同する企業や団体、個人（以下「企業等」という。）が、育樹祭及び関連行事（以下「育樹祭行事」という。）に協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定める。

(協賛)

第 2 条 この要領において協賛とは、企業等が第 50 回全国育樹祭秋田県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為とする。

(1) 金銭協賛

育樹祭の準備及び運営等に要する金銭（以下「協賛金」という。）の提供

(2) 物品協賛

育樹祭の準備及び運営等に要する物品（以下「協賛品」という。）の提供

(3) 広報・PR 協賛

育樹祭行事の広報及びPR活動への協力

(4) その他協賛

前各号の他、実行委員会会長が特に認めるもの

2 前項第 1 号に規定する協賛金の提供は、原則として、1 口 1 万円以上とする。

3 第 1 項第 2 号から 4 号に規定する協賛（以下「協賛品等」という。）の内容については、協賛を申し込もうとする企業等（以下「申込者」という。）と実行委員会会長とが協議し決定するものとする。

4 協賛品等には、協賛する企業等の名称を表示することができる。

(募集・受領期間)

第 3 条 協賛を募集及び受領する期間は、次のとおりとする。ただし、実行委員会会長が特に必要と認める場合は、期間を延長できるものとする。

(1) 募集期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日まで

(2) 受領期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日まで

(協賛の申込等)

第 4 条 協賛金の申込者は、あらかじめ、秋田県スマート申請の申込フォームにより申し込みするか、「第 50 回全国育樹祭協賛金申込書」（別記様式第 1 号。以下「協賛金申込書」という。）を実行委員会会長に提出するものとする。

2 協賛品等の申込者は、あらかじめ、秋田県スマート申請の申込フォームにより申し込みするか、「第 50 回全国育樹祭協賛品等申込書」（別記様式第 2 号。以下「協賛品等申込書」という。）を実行委員会会長に提出するものとする。

【協賛金及び協賛品等の申込先】



<https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure/1105541791326421620>

- 3 実行委員会会長は、協賛金申込書又は協賛品等申込書が提出された場合、第11条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、速やかに受理するとともに、申込者に対し「第50回全国育樹祭協賛金（品等）申込（不）受理通知書」（別記様式第3号。以下「受理書」という。）により受理した旨を通知するものとする。

（協賛金の納付等）

第5条 協賛金の申込者は、原則として、実行委員会会長が指定する金融機関の口座への振込の方法により、令和9年6月30日までに協賛金を納付するものとする。ただし、募集期間を延長した場合、実行委員会会長は適切な納付期限を改めて設定できるものとする。

- 2 協賛金の受領書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書をもって代えるものとする。ただし、協賛金の申込者が受領書の発行を希望する場合は、実行委員会会長は協賛金の受領を確認後、速やかに「第50回全国育樹祭協賛金受領書」（別記様式第4号）を発行するものとする。

（協賛品の納入等）

第6条 協賛品の申込者は、実行委員会会長が指定する方法（期日含む）により、協賛品を納入するものとする。

- 2 複数の申込者から同一若しくは同類の協賛品の申込があり、かつ、必要数以上となった場合には、申込受諾の可否について、金銭協賛等の申込状況や申込順を勘案し、総合的に判断する。
- 3 第2条第4項により協賛品に企業等の名称を表示する文字サイズ等は、実行委員会会長が指定するものとする。
- 4 協賛品の申込者が受納書の発行を希望する場合は、実行委員会会長は協賛品の受納を確認後、速やかに「第50回全国育樹祭協賛品受納書」（別記様式第4号）を発行するものとする。

（広報・PR協賛）

第7条 広報・PR協賛の申込者は、原則として、協賛内容の詳細について、事前に実行委員会会長と協議のうえ、広報・PRの協力を行うものとする。

- 2 申込者は、前項の協賛を実施後、実行委員会会長に実施状況を報告するものとする。

（協賛の特典等）

第8条 第2条第1項各号に規定する協賛を行った者（以下「協賛者」という。）のうち、同項第1号に規定する協賛金の提供を行った協賛者への特典は、別表「協賛者特典一覧表」（以下「特典一覧」という。）のとおりとする。

また、協賛品等の提供を行った協賛者への特典は、実行委員会会長が協賛の内容から換算した金額に応じ、協賛金に準じた特典とする。

2 企業等が複数回協賛した場合は、その合計金額に応じた特典とする。

3 実行委員会会長は、特典一覧のほか、必要に応じ、協賛者への特典を追加することができる。

(特典譲渡の禁止)

第9条 企業等は、提供された特典の権利を第三者に譲渡又は移転してはならない。

(協賛金の使途)

第10条 協賛金は、その全てを次に掲げる経費に充てることとする。

- (1) 育樹祭行事を広く県民に周知するために要する経費
- (2) 育樹祭行事の参加者への配布物等のおもてなしに要する経費
- (3) 県産木材の利用促進等の育樹祭行事の会場設備等に要する経費
- (4) その他育樹祭行事の開催準備に要する経費

(協賛の不受理等)

第11条 実行委員会会長は、申込者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛を受理しないものとし、申込者に対しその旨を受理書(別記様式第3号)により通知する。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とする者、又は育樹祭を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
- (3) 法令又は公序良俗に反する者
- (4) 育樹祭について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者
- (5) その他、実行委員会会長が不相当と判断する者

2 実行委員会会長は、協賛金又は協賛品等を受領後に、協賛者が前項の各号に該当するに至った場合又は該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対してその旨通知するとともに、原則として協賛者が提供した金銭や物品を返戻する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、協賛の実施に関し必要な事項は、実行委員会会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年1月19日から施行する。

別表

協賛者特典一覧表

特典の内容		協賛金額					
		100万円以上	50万円以上	30万円以上	10万円以上	5万円以上	1万円以上
1	式典プログラム・協賛者ボード等への掲載	ロゴ大	ロゴ中	ロゴ小	名称	—	—
2	記録誌への掲載	ロゴ大	ロゴ中	ロゴ小	名称	名称	名称
3	育樹祭公式HPへの掲載	ロゴ大 (企業HPリンク)	ロゴ中 (企業HPリンク)	ロゴ小 (企業HPリンク)	名称 (企業HPリンク)	名称	名称
4	育樹祭公式ロゴマーク、シンボルマーク等の使用	○	○	○	○	○	○
5	式典への招待 (優先確保)	特別席	一般席	一般席	一般席	—	—
6	懇談会(式典前日開催予定)への招待 (優先確保)	○	—	—	—	—	—
7	おもてなし広場での企業ブース出展 (優先確保)	○	○	—	—	—	—
8	感謝状の贈呈	○	○	○	○	○	○
9	記録誌の提供	○	○	○	○	○	—
10	記念品の贈呈	○	○	○	○	○	○

【留意事項】

(1) 1、2、3の掲載順位は、協賛金額の高い順とし、同額の場合には、申込順とする。

なお、金額と申込順が同じ場合には、50音順とする。

(2) 1、2、3の掲載は、協賛金額の区分ごとに文字やロゴの大きさを変更する。

(3) 5、6、7は協賛金額の高い企業等を優先する。

(4) 特典を希望しない場合には、その旨を実行委員会へ申し出ることとする。

(5) 特典一覧1～4の広告宣伝の実施期間については以下のとおりとする。

① 1 式典プログラム、協賛者ボード：式典開催日

② 2 記録誌：令和10年3月頃発行予定

③ 3 育樹祭公式HP及び4 育樹祭公式ロゴマーク、シンボルマーク等の使用：協賛金等の提供以降、令和10年3月まで